

土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けた効果、課題を把握するため土日完全週休2日制工事を試行する。

（土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、土曜日及び日曜日を工事現場休工日とし、現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の試行は、公告するすべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

対象期間が、30日未満の工事

港湾等工事（積算基準（港湾関係編）適用工事）

なじまない工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・供用時期が決められている、湧水期施工を求められているなど工期の制約がある工事
- ・その他、発注者が週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

（アンケートの送付）

第6条 試行工事の検証を行うため、受注者より提出されたアンケートは工事完成次第公共事業運営課に送付する。

(工事成績評定における評価)

第7条 土日完全週休2日の現場閉所が達成できた場合、創意工夫の評価(監督員)における【安全衛生】において加点評価する。

なお、受注者の責により、土日完全週休2日の現場閉所が達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

附則 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年11月20日から施行する。

別紙1「積算方法」

対象期間中において、土日完全週休2日の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて補正する。

- 1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇(3日間)」、「年未年始休暇(6日間)」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費(賃料): 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06